

厚生労働省
国土交通省 令第二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年^{厚生省建設省}令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条の二第一項」を「第六条の三第一項」に、「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改め、同条第三号中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同法第五条第十六項」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。